

## 人口比例選挙(その3)

法学セミナー  
2019/05/no.772

弁護士  
**升永英俊**

### Ⅲ 当該選挙の各選挙区の投票価値の平等(1人1票等価値)からの乖離が合理的であることの立証責任は、国にある

1 米国連邦最高裁判決 (Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 1983)<sup>25)</sup> は、米国連邦下院議員選挙のニュージャージー州での選挙区割りにつき、

『①投票価値の平等は、絶対ではない。

②選挙区割りが、投票価値の平等 (=人口比例選挙) から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「その乖離が合理的であること」の立証責任を負う。』旨明言し、同選挙管理委員会が、同立証責任を果たしていないとして、選挙人ら勝訴の判決を言渡した。

この米国連邦最高裁判決 (Karcher v. Daggett 462 U.S. 725 1983) の選挙人 (原告) 勝訴を決したのは、立証責任の問題であった。

他方で、昭和51年大法廷判決 (衆)、および爾後の各最高裁大法廷判決は、

『①憲法は、投票価値の平等を要求しているが、それは、絶対ではない。

②投票価値の平等は、国会の立法裁量権の合理的な行使によって調整され得る。』

旨判示するに止まり、『選挙管理委員会が、【立法裁量権の行使に合理性があること】の立証責任を負うのか、否か』の問題について、沈黙している。

2 [1] 下記の3高裁は、下記【一覧表1】の(1)～(3)に示すとおり、当該選挙区割規定の投票価値の平等からの乖離につき、国が立証責任を負うこと認め、「違憲違法」判決又は「違憲状態」判決を言渡した (但し、下記(1)の平成25・3・25広島高判は、山口弁護士グループに属する金尾哲也弁護士らの提訴に係る。下記(2)、(3)の各高裁判決は、いずれも筆者らグループの提訴に係る)。

渡した (但し、筆者らのグループの提訴に係る)。

【一覧表1】

| 高裁判決  | 判決の内容                       | 国の負担する主張立証責任の内容                                    |
|---|-----------------------------|--|
| (1) 平成25・3・18<br>福岡高判 (衆)<br>(西謙二裁判長) <sup>26)</sup>  | 「違憲状態」判決<br>(但し、「人口比例選挙」判決) | 【投票価値の不平等という結果が生じている本件選挙区割規定の合理性】の主張立証責任           |
| (2) 平成25・3・6<br>東京高判 (衆)<br>(難波孝一裁判長) <sup>27)</sup>  | 「違憲違法」判決<br>(但し、「人口比例選挙」判決) | 【投票価値の不平等が生じている本件選挙区割規定が、国会の合理的な考量の結果であること】の主張立証責任 |
| (3) 平成25・3・26<br>大阪高判 (衆)<br>(小松一雄裁判長) <sup>28)</sup> | 「違憲違法」判決                    | 【本件選挙区割規定の合憲性】の主張立証責任                              |

[2] 更に、下記の3高裁は、下記【一覧表2】の(1)～(3)に示すとおり、いずれも当該選挙区割規定の是正のための合理的期間が未徒過であるとの主張立証責任を国が負うことを認め、「違憲無効」判決又は「違憲違法」判決を言渡した (但し、下記(1)の平成25・3・25広島高判は、山口弁護士グループに属する金尾哲也弁護士らの提訴に係る。下記(2)、(3)の各高裁判決は、いずれも筆者らグループの提訴に係る)。

【一覧表2】

| 高裁判決   | 判決の内容                     | 国の負担する主張立証責任の内容                        |
|--|---------------------------|--|
| (1) 平成25・3・25<br>広島高判(衆)<br>(筏津順子裁判長) <sup>29)</sup> | 「違憲無効」判決<br>(但し、人口比例選挙判決) | 【当該選挙区割規定のは正のための合理的期間が未徒過であること】の主張立証責任 |
| (2) 平成25・3・26<br>福岡高判那霸支部(衆)(今泉秀和裁判長) <sup>30)</sup> | 「違憲違法」判決                  | 【当該選挙区割規定のは正のための合理的期間が未徒過であること】の主張立証責任 |
| (3) 平成25・12・18<br>大阪高判(参)(山田知司裁判長) <sup>31)</sup>    | 「違憲違法」判決                  | 【当該選挙区割規定のは正のための合理的期間が未徒過であること】の主張立証責任 |

3 裁判所は、当該選挙の裁判において、①投票価値の平等からの乖離の合理性の存在の問題又は②是正のための合理的期間の未徒過の問題につき、立証責任がいずれの当事者(即ち、選挙人又は選挙管理委員会)にあるのか、判断するよう求められる。

けだし、選挙無効請求訴訟が裁判である以上、必要である場合は、裁判所は、【本3の①、②記載の2個の問題の主張立証責任が、いずれの当事者に帰属するか、という問題】の判断を避けないよう求められるからである。

#### IV 人口比例選挙による選挙区割りは、技術的に可能な限度で行えば足りる

1 憲法56条2項、憲法1条、憲法前文第1項第1文冒頭は、【選挙が人口比例選挙(即ち、1人1票選挙)であること】を要求する。

とはいって、憲法56条2項、憲法1条、憲法前文第1項第1文冒頭の要求する人口比例選挙は、実務を踏まえたうえでの技術的観点からみて、合理的に実施可能な限りでの人口比例選挙であれば、足りる、と解される。

平成23(2011)年4月15日に開催された第2回選挙制度の改革に関する検討会において西岡武夫参議院議長は、参議院選挙制度につき、投票価値の最大較差・1:1.066倍の比例9ブロック制の西岡試案

を各会派に交付した<sup>32)</sup>。

筆者らグループも、衆院選挙(小選挙区)についての投票価値の最大較差・1:1.0110倍の選挙区割り試案(平成22〈2010〉年8月25日付。臼井悠人東大法科大学院生(当時)作成)を該当選挙無効訴訟のために証拠提出し、

更に、参院選挙(選挙区)についての、投票価値の最大較差・1:1.00008倍の選挙区割り試案(同年同月同日付同氏作成の書面)を該当選挙無効訴訟のために証拠提出した(但し、爾後の各選挙無効訴訟においても、同様に同書面を証拠提出している)<sup>33)</sup>。

一旦人口に比例する区割りが実施されれば、爾後、5年毎の簡易国勢調査及び10年毎の正規国勢調査の実施により得られた人口に比例して、選挙区割りが見直されていれば、当該5年毎の選挙区割りの見直しの実施は、特別な事情のない限り、人口比例選挙の1票の投票価値からの乖離の合理性を裏付ける、有力な証拠となり得る、と解される。

2 [1] 1964年、米国連邦最高裁(Reynolds v. Sims 377 U.S. 533 1964)<sup>34)</sup>は、「米国連邦憲法は、アラバマStateの下院議員選挙(但し、15.6倍〈小数点2桁以下四捨五入〉の投票価値の較差有り)につき、人口比例選挙を要求している」旨判決した。

[2] 米国の米国連邦下院議員選挙につき、フロリダState(但し、Stateは、日本では通常、州と和訳されているが、その正確な和訳は、米国連邦[United States of America]を構成している50個の国の1個の国の意味である)、ペンシルバニアState、及びニューメキシコStateのいずれにおいても、議員1人当たりの最大人口較差は、下記(ア)~(ウ)のとおり、1人又は0人である。

即ち、これらのStatesでの同選挙は、人口比例選挙(1人1票選挙)である。

(ア) フロリダStateは、全27個の小選挙区(即ち、各小選挙区から議員1人を選出する)からなり、22個の小選挙区の人口は、全て696,345人であり、残余の5個の小選挙区の人口は、全て、各696,344人である。即ち、その全27個の小選挙区の間の最大人口較差は、僅か1人(1人=696,345人-696,344人)である<sup>35)</sup>。

(イ) ペンシルバニアStateは、全19小選挙区からな

り、そのうち、議員1人当たり人口の最小の小選挙区の人口は、646,371人；同最大の小選挙区は、646,372人；最大人口較差は、1人（1人=646,372人-646,371人）である<sup>36)</sup>。

(ウ) ニューメキシコStateでは、全3小選挙区からなり、全3小選挙区のそれぞれの人口は、全て686,393人であり、最大人口較差は、0人である<sup>37)</sup>。

[3] 日本国は、連邦制（Federal）ではなく、単一の国（State）である。

下記①～③記載のState（国）と都道府県の各属性が異なることが示すとおり、日本国の都道府県は、State（国）ではなく、State（国）の中の行政区画の一つでしかない。

①米国の各Stateは、立法権を有し、憲法、民法、刑法等々の諸法を立法している。他方で、都道府県は、本格的立法権を有していない。

②米国の各Stateは、本格的な課税権を有している。他方で、都道府県では、本格的な課税権を有していない。

③米国の各Stateには、State最高裁判所、State高等裁判所、State地方裁判所がある。他方で、都道府県には、都道府県独自の裁判所がない。

従って、日本国の国政選挙の選挙区割りに対応する米国の選挙区割りは、米国連邦下院議員選挙についての各State毎の選挙区割りである。

3 平成29年10月衆院選（小選挙区）では、全289個の小選挙区の間の最大人口較差は、271,014人（=554,516人〈神奈川県16区〉-283,502人〈鳥取県2区〉）又は1：1.956倍（小数点2桁以下四捨五入 当該判決文12頁）であった<sup>15)</sup>。即ち、平成29年10月衆院選（小選挙区）は、人口比例選挙（1人1票選挙）ではない。

憲法56条2項、憲法1条、憲法前文第1項第1文冒頭は、人口比例選挙を要求しているところ、米国の各Stateで、人口比例の連邦下院議員選挙が実施されている事実に照らして、日本でも、人口比例選挙の実施は、技術的にみて、実務上合理的に可能である、と解される。

4 [1] 米国の連邦上院議員選挙では、大きな投票価値の最大較差・66倍（小数点以下四捨五入

2010年米国国勢調査）があるのでから<sup>38)</sup> 日本の参院選では、投票価値の最大較差は、ある程度許容され得るという議論がある。

しかしながら、この議論は、米国連邦憲法第1章第3条(1項)<sup>39)</sup>が、各Stateは、2名の米国連邦上院議員を選出する旨定めていることを見落とすものであって、適切な議論とは言えない。各Stateは、米国連邦に参加する時点で、この各Stateが上院議員・2名を選出することを合意して、米国連邦に参加しているのである。

[2] 都道府県は、江戸時代の藩を源流とするものであり、国政選挙の選挙区割りを実施するに当たり、都道府県間の現在の境界は、尊重されなければならない、という議論がある。

しかしながら、この議論は、『大成武鑑』（1792（寛政4）年）によれば、全藩数は、当時256藩（親藩12藩；譜代大名144藩；外様大名100藩）であり（日本大百科全書、小学館）、この全256藩が、1792～明治4（1871）年の間に複数回統廃合されて、明治4（1871）年に、一気に47都道府県に廢藩置県されたという各藩の歴史から乖離した議論である。

## V 2022年以降の衆院選で、平成28年改正法（アダムズ方式採用）により人口の48%が、衆院の国会議員の過半数（50.3%）を選出する

1 平成23年大法廷判決（衆）、同24年大法廷判決（参）、同25年大法廷判決（衆）、同26年大法廷判決（参）、同27年大法廷判決（衆）の5個の最高裁大法廷「違憲状態」判決が集積された結果、ようやく、平成28（2016）年改正法（平成28年法律第49号）（以下、平成28年改正法）が成立した。

同法は、衆院小選挙区の議員定数を人口に比例して都道府県に配分する方式（アダムズ方式）を定める。

2 平成28（2016）年改正法（アダムズ方式採用）により、2022年以降の衆院選から、全人口（125,342,377人。但し、総務省発表平成27年人口）の48.3%（小数点2桁以下四捨五入。以下、同じ）（60,535,720人）が、全衆院議員（465人）の過半数

(234人。50.3%（小数点2桁以下四捨五入。以下、同じ）)を選出する<sup>40)</sup>。

3 ところで、人口比例選挙（一人一票選挙）では、人口の50%が衆院議員の50%を選出する。

従って、【平成28（2016）年改正法（アダムズ方式採用）により、2022年以降の衆院選から人口の48.3%が、全衆院議員の過半数（50.3%）を選出するということ】は、全衆院議員の過半数を選出するためには必要な人口が、残余2.0%（=50.3% - 48.3%）不足にまで肉薄していることを意味する。

但し、平成21（2009）年の時点では、全人口の46%（小数点1桁以下四捨五入）が衆議院の過半数を選出した）<sup>40)</sup>。

とはいっても、2022年以降の衆院選で、人口の48.3%が、全衆院議員の過半数（50.3% 234人）を選出しても、法律の成否や総理大臣の指名のための衆院の決議において、実質的にみて、主権を有する国民（主権者）の多数決が保障されないことには変わりはない（即ち、憲法56条2項、憲法1条、憲法前文第1項第1文冒頭の【人口比例選挙の要求】に違反する）。

4 [1]これまで戦後73年間、野党、市民が、時々に、国家権力の行使に抵抗して声を上げてきた。

しかし、戦後73年間、破防法反対運動、砂川事件違憲訴訟、日米安保反対運動、集団自衛権関連法案反対運動、原発再稼働反対運動等々は、野党、市民の全敗である。

この野党、市民の全敗の歴史の中で、この選挙無効訴訟（人口比例選挙訴訟）は、唯一、一部とはいえ成功し、【人口の2%（=50%-48%）不足の最後の溝】を埋めれば、人口の50%から全衆院議員の50%が選出される衆議院をもつ民主主義国家が実現するところまで来た。

[2] 参院選について言えば、平成22年の時点で、全人口の40%が全参院議員の過半数を選出したところ、平成29（2017）年の時点で、全人口の45%が全参院議員の過半数を選出した<sup>40)</sup>。

平成26年大法廷判決（参）は、「さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負って

いることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」（強調筆者）

と判示する。平成24年大法廷判決も同旨である。

他方で、平成29年大法廷判決（参）は、この論点（即ち、「参院選〔選挙区〕の投票価値の平等の要請が、衆院選〔小選挙区〕の投票価値の平等の要請と比べて後退してよいか否か」の論点）で、平成24年大法廷判決（参）及び平成26年大法廷判決（参）から後退している。

しかしながら、将来を見れば、最高裁は、この論点で、平成24年大法廷判決（参）及び平成26年大法廷判決（参）の上記立場を踏襲すると予測される。けだし、平成元（1989）年～同17（2005）年の間、先（前号「人口比例選挙（その2）」のⅡ〔57-58頁〕）で挙げた、参院の多数（過半数）の意見と衆院の多数の意見が異なる6個の事例では、全て、参院議員の多数の意見（即ち、過半数の意見）どおりに法律の成立・不成立が決まった（升永英俊「人口比例選挙（その2）」法学セミナー2019年4月号〔771号〕58頁）。当該6個の事例に照らして、【参院選（選挙区）の投票価値の平等の要求と衆院選（小選挙区）の投票価値の平等の要求の双方を比べて、参院選（選挙区）の投票価値の平等の要求が、衆院選（小選挙区）のそれより後退してよい理由】は、合理的にみて、あり得ないからである。

## VII 平成26年大法廷判決（参）のいわゆる「違憲状態」の判断は、違憲の問題が生じている、との最高裁大法廷の最終的な判断である

平成26年大法廷判決（参）は、「参議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法廷は、これまで、①当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行って

きており、こうした判断の方法が採られてきたのは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる。」（強調筆者）  
と判示する。

同判決は、平成8（1996）年大法廷判決（参）<sup>41)</sup>（以下、平成8年大法廷判決（参））の採用する投票価値の較差についての2段階の判断枠組みのとおり、投票価値の較差について、①段階～②段階の2段階の判断枠組みを採用し、①段階で、当該選挙について、「選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生じる程度に著しい不平等状態に至っていた」と判断し、その後、②段階で、「選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生じる程度に著しい不平等状態に至っていた」という判断を修正又は変更することなく、「上記の状態に至っている場合に、当該選挙までの期間内にその是正がなされなかつたことが国会の裁量権の限界を超えるか否か」（強調筆者）を判断している。

即ち、同判決は、①段階で、本件選挙の「選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態に至っている」ことを最終的に判断している。

このこと（即ち、【最高裁大法廷が、①段階で、本件選挙の「選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態に至っているか否か】〔即ち、いわゆる「違憲状態」に至っているか否か〕を最終的に判断していること）は、【最高裁大法廷が、②段階で、「当該選挙までの期間内にその是正がなされなかつたことが国会の裁量権の限界を超えるか否か」のみを専ら判断しているに止まること】から明らかである。

## VII 平成23、同24、同25、同26、同27、同29、同30年の7個の大法廷判決が、「当該選挙は、憲法56条2項、憲法1条、憲法前文第1項第1文冒頭の【人口比例選挙の要求】に反する」旨の上告人らの主張（統治論）を採用しない理由を判決文中に記述しないことは、民訴法253条1項3号、行政事件訴訟法7条、憲法76条3項、憲法99条に反する

1 筆者らは、選挙人らを代理して、平成21

（2009）年に提訴した8個の選挙無効請求訴訟及びそれ以降平成29（2017）年までの間に国政選挙毎に提訴した84個の選挙無効請求訴訟（即ち、合計・92個の選挙無効請求訴訟<sup>42)</sup>）で、当該選挙は、憲法56条2項、憲法1条、憲法前文第1項第1文冒頭の【投票価値の平等の要求】に反するという、統治論に基づいて、当該選挙は、「違憲無効」である旨主張している。

2 筆者らが選挙人らを代理して上告した78個の選挙無効請求訴訟についての、平成23年、同24年、同25年、同26年、同27年、同29年の6個の最高裁大法廷判決は、上告人の上告を棄却する理由として、憲法14条等に基づく理由（人権論の理由）を記述するのみに止まり、憲法56条2項、憲法1条、憲法前文第1項第1文冒頭の各条文及び文言を記述しておらず、また憲法56条2項、憲法1条、憲法前文第1項第1文冒頭に基づく統治論を不採用とする理由を記述していない<sup>43)</sup>。

3 更に、平成29（2017）年に筆者らが選挙人らを代理して上告した14個の選挙無効請求訴訟についての平成30年大法廷判決（衆）も、憲法56条2項、憲法1条、憲法前文第1項第1文冒頭の各文言を、その判決文・13～14頁で、  
「なお、論旨は、憲法56条2項、1条、前文第1文前段等を根拠として、本件選挙は憲法の保障する1人1票の原則による人口比例選挙に反して無効であるなどというが、所論に理由のないことは以上に述べたところから明らかである。」（強調筆者）  
と上告人の主張の根拠条文として、記述するに止まる。

即ち、平成30年大法廷判決も、その判決の理由として、憲法14条に基づく理由（人権論）を記述するだけで、筆者らの憲法56条2項、憲法1条、憲法前文第1項第1文冒頭に基づく上告理由（統治論）を不採用とする理由を記述していない。

4 当該7個の最高裁大法廷判決は、各判決書の中に、筆者らが代理した上告人の上告理由（統治論）を不採用とする理由を記載していない点で、全て、民訴法253条1項3号、行政事件訴訟法7条、憲法76条3項（「すべて裁判官は、……この憲法及び

法律にのみ拘束される。」)、憲法99条（「……裁判官……は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負う。」）に違反する、と解される。

### VIII 「国政選挙の投票価値の最大較差が、憲法14条（「法の下の平等」）等違反であるか否か」という議論（人権論）は、選挙で投票する行為が、国民の主権の行使であるという、選挙の本質の議論を欠くという点で、欠陥を含む議論である

1 最高裁判所は、昭和39（1964）年～平成30（2018）年の54年間、一貫して、【全選挙区の中の議員1人当たりの人口の最大の選挙区と議員1人当たりの最小の人口の選挙区との間の最大人口較差が、違憲か否かの問題】を憲法14条（「法の下の平等」）の問題と捉えて、「当該選挙が違憲か否か」を判断してきた。

憲法学界での議論も、同期間中、全て、全選挙区間での、投票価値の最大較差が合憲か違憲かの問題を、専ら、憲法14条（「法の下の平等」）、憲法15条等に基づいて論ずる議論（人権論）である。

2 当該選挙の投票価値の不均衡が憲法14条（「法の下の平等」）等に反するか否かの議論（人権論）は、全選挙区の間で、1議員当たり人口の、最小の値と最大の値を比較して、両者間の最大人口較差の比率（倍率）を認定し、国会が立法裁量をするに当つて考慮し得る諸要素を総合考察のうえ、当該最大人口較差を伴う選挙が憲法14条（「法の下の平等」）等に違反するか否かを判断するものである。

即ち、憲法14条を中心とする人権論は、その議論の中に、

①選挙での国民の投票が、国民の主権（即ち、国の政治の行方を最終的に決定する権力）の行使であること（憲法1条、憲法前文第1項第1文冒頭）；

②主権の内容たる、「国の政治の行方を最終的に決定する」ということは、両院の議事を決定することを含むこと（憲法56条2項、憲法1条）；及び

③両院の議事が多数決で決定されること（即ち、「過半数で決」されること（憲法56条2項））

という主権者（国民）の選挙権の行使の本質に係る

議論（即ち、憲法56条2項、憲法1条、憲法前文第1項第1文冒頭に基づく統治論）を欠くという欠陥がある。

### IX 平成26年大法廷判決（参）がいわゆる「違憲状態」と判断した、平成25年実施の参院選（選挙区）で当選した73名の参議院議員の全部又は一部の投票を含む改憲の参議院の発議（もし、有るとすれば）は、憲法98条1項により、「違憲無効」である

平成26年大法廷判決（参）は、平成25年実施の参院選（選挙区）を「違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態」と最終的に判断した。同最高裁大法廷が最終的に判断したとおり、同選挙は、「違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態」に至っていたので、憲法98条1項（「その条規に反する法律……國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」）の定めにより、「違憲無効」である。

更に、当該「違憲状態」の選挙で当選した73名の参議院議員の全部又は一部の投票を含む改憲の参議院の発議（もし、有るとすれば）は、憲法98条1項の定めにより、無効である。

### 補遺

越山康弁護士グループ及び同グループを承継する山口邦明弁護士グループは、昭和37（1962）年参院選挙～平成29（2017）年衆院選挙迄の55年間、国政選挙毎に選挙無効訴訟を提起している。

筆者らのグループも、平成21（2009）年衆院選挙～平成29（2017）年衆院選挙迄の8年間、国政選挙毎に、全国の14高裁・高裁支部に提訴している。但し、平成21（2009）年衆院選（小選挙区）に限つて、8高裁・高裁支部に提訴した。

衆院選（小選挙区）については、平成26（2014）年、平成29（2017）年の各選挙で、全小選挙区の各選挙人が提訴した。

参院選（選挙区）についても、平成25（2013）年、平成28（2016）年の各選挙で、全選挙区の各選挙人が提訴した。

これらの提訴の結果、下記（1）に示すとおり、過去

12人の最高裁判事が、『憲法は、人口比例選挙を要求する』旨の反対意見、意見を判決文の中に記述し、かつ下記(2)に示すとおり、8個の高裁・高裁支部が、『憲法は、人口比例選挙を要求する』旨記述する、「違憲無効」、「違憲違法」、「違憲状態」の各判決を言い渡した。

日本は、主権者たる国民の多数意見によって国政を決める国に変わる方向に向かって着実に前進している。

(1) 下記の12最高裁判事は、最高裁大法廷の判決文に『憲法は人口比例選挙を要求している』旨の反対意見を記述している。

- ① 福田 博（平成10年大法廷判決（参）<sup>44)</sup>、平成12年大法廷判決（参）<sup>45)</sup>、平成16年大法廷判決（参）<sup>46)</sup>；
- ② 尾崎行信（平成10年大法廷判決（参））；
- ③ 藤田宙靖（平成19年大法廷判決（衆）<sup>47)</sup>）；
- ④ 今井 功（平成19年大法廷判決（衆））；
- ⑤ 中川了滋（平成19年大法廷判決（衆））；
- ⑥ 宮川光治（平成23年大法廷判決（衆））；
- ⑦ 須藤正彦（平成23年大法廷判決（衆）、平成24年大法廷判決（参））；
- ⑧ 田原睦夫（平成19年大法廷判決（衆）、平成23年大法廷判決（衆）、平成24年大法廷判決（参））；
- ⑨ 鬼丸かおる（平成25年大法廷判決（衆）、平成26年大法廷判決（参）；平成27年大法廷判決（衆）、平成29年大法廷判決（参）、平成30年大法廷判決（衆））；
- ⑩ 山本庸幸（平成26年大法廷判決（参）、平成29年大法廷判決（参）、平成30年大法廷判決（衆））；
- ⑪ 林 景一（平成29年大法廷判決（参）、平成30年大法廷判決（衆））；
- ⑫ 宮崎裕子（平成30年大法廷判決（衆））

平成31（2019）年2月現在、全15最高裁判事のうち、4最高裁判事（鬼丸かおる、山本庸幸、林景一、宮崎裕子の4最高裁高裁判事）が、憲法は人口比例選挙を要求する旨の意見である。

(2) 更に言えば、下記の8高裁判決は、憲法は人口比例選挙を要求している旨判示している。

- ① 福岡高判平23・1・28（「違憲違法」）（参）（廣田民生裁判長）判タ1346号30頁；
- ② 広島高判岡山支部平25・3・26（「違憲無効」）（衆）（片野悟好裁判長）裁判所ホームページ；

- ③ 広島高判平25・3・25（「違憲無効」）（筏津順子裁判長）（衆）判時2185号36頁；
- ④ 名古屋高判金沢支部平25・3・18（「違憲違法」）（衆）（市川正巳裁判長）裁判所ホームページ；
- ⑤ 福岡高判平25・3・18（「違憲状態」）（衆）（西謙二裁判長）D1-Law #28220627；
- ⑥ 東京高判平25・3・6（「違憲違法」）（衆）（難波孝一裁判長）判時2184号3頁；
- ⑦ 広島高判岡山支部平25・11・28（「違憲無効」）（参）（片野悟好裁判長）訟月61巻7号1495頁；
- ⑧ 福岡高判平27・3・25（「違憲違法」）（衆）（高野裕裁判長）判時2268号23頁。

25) Karcher v. Daggett, 462 U.S. 725 (1983). 米国連邦最高裁は、1983年6月22日、米国連邦下院議員選挙に關し、1票対0.9930票の選挙権価値の不平等（ニュージャージー Stateの第4区の人口：527,472人〈最大〉；同Stateの第6区の人口：523,798人〈最小〉。両選挙区の人口差：3,674人（=527,472人 - 523,798人。））を定めるニュージャージー State選挙法を違憲とした。米国連邦最高裁は、区割り法を争う選挙人は、まず最初に、該当の選挙区間の人口較差が、均一な人口の選挙区にしようとする誠実な努力によって、減少若しくは排除可能であったことの立証責任を負い、「選挙人」がこの立証責任を果たせば、次に、Stateが、選挙区間の有意の人口較差は、適法な目標を達成するために必要であったことの立証責任を負う旨判示した。

26) 福岡高判平25・3・18（衆）（D1-Law.com判例 ID28220627）[「違憲状態」] [裁判長裁判官西謙二裁判官足立正佳 裁判官島田正人]。福岡高判平成25・3・18（西謙二裁判長）は、「そして、上記のとおり、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するについて、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが憲法上の要請であることからすれば、選挙制度の具体的な仕組みにおいて投票価値の不平等の結果が生じている場合には、被告において、上記仕組みの決定において考慮された政策目的ないしは理由が投票価値の不平等という結果をもたらしていることに対して合理性を有することを基礎付ける事実を主張立証しなければならないものというべきである。」（強調筆者）と記述する。

即ち、同判決は、【投票価値の不平等という結果が生じている本件選挙区割規定の合理性】の主張・立証責任は、国が負担する、と解している。

27) 東京高判平25年3月6日（衆）（判時2184号3頁）[「違憲違法」] [裁判長裁判官難波孝一 裁判官中山顕裕 裁判官野口忠彦]。東京高判平成25・3・6（難波孝一裁判長）は、「もっとも、こ

### 人口比例選挙（その3）

の裁量権の行使は、国会がこれを付与された趣旨に照らして合理的なものでなければならない。投票価値の平等は憲法の要求するところであるから、常にその絶対的な形における実現を必要とするものではないとしても、単に国会の裁量権の行使の際ににおける考慮事項の一つであるにとどまるものではない。したがって、国会が決定する具体的な選挙制度において現実に投票価値の不平等の結果が生じる場合には、国会が正当に考慮することのできる重要な政策的ないしは理由に基づく結果として合理的に是認することができるものでなければならず、かかる合理性を基礎付ける事実は、被告において主張立証しなければならないと解するのが相当である。」（強調筆者）と記述する。

即ち、同判決は、【投票価値の不平等が生じている本件選挙区割規定が国会の合理的な考量の結果であること】の主張立証責任は、国が負担する、と解している。

- 28) 大阪高判平25年3月26日（衆）(D1-Law.com判例ID28262505)【裁判長 小松一雄 裁判官 遠藤曜子 裁判官 平井健一郎】。大阪高判平成25・3・26（小松一雄裁判長）は、「本件選挙時における本件選挙区割規定の合憲性について検討するに、被告らは、この点について何らの主張立証をしない。」と記述する。

- 即ち、同判決は、【本件選挙区割規定の合憲性】の主張立証責任は、国が負担する、と解している。
- 29) 広島高判平25・3・25（衆）(判時2185号36頁)【「違憲無効】】[裁判長裁判官 笹津順子 裁判官 井上秀雄 裁判官 絹川泰毅]。広島高判平成25・3・25（篠津順子裁判長）は、「当裁判所は、平成25年2月6日の期日外駆明6項をもって、被告に対し、上記事情（当裁判所が、「憲法上要求される合理的期間内に本件選挙区割規定の是正がされず、かえつて、平成23年判決以降、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態が悪化の一途をたどっていると評価」している事情。筆者注）に関する事実関係とその評価をただしたけれども、被告は、昭和51年判決及び昭和60年判決を引用するにとどまり、具体的な事実関係等の主張をしていない。】を総合勘案しても、上記の一般的な法の基本原則を適用し、事情判決をするのは相当ではない。」（強調筆者）と記述する。

即ち、同判決は、【本件選挙区割規定の是正のための合理的期間が未徒過であること】の主張立証責任は、国が負担する、と解している。

- 30) 福岡高判那覇支部平25年3月26日（衆）(D1-Law.com判例ID28220585)【「違憲違法】】[裁判長裁判官 今泉秀和 裁判官 岡田紀彦 裁判官 並河浩二]。福岡高判那覇支部平成25・3・26（今泉秀和裁判長）は、「上記合理的期間の始期は、平成23年大法廷判決の言渡し時とするのが相当であり、上記判決言渡し後に、1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正が合理的期間内にされなかつたといえるかどうかが問題になるが、事柄の性質上合理的期間が経過していないことについて

は、その根拠となる事実関係について被告側で主張立証すべきものというべきである。」（強調筆者）と記述する。

即ち、同判決は、【本件選挙区割規定の是正のための合理的期間が未徒過であること】の主張立証責任は、国が負担する、と解している。

- 31) 大阪高判平25年12月18日（參）(D1-Law.com判例ID28220196)【「違憲違法】】[裁判長裁判官 山田知司 裁判官 水谷美穂子 裁判官 和久田道雄]。大阪高判平成25・12・18（山田知司裁判長）は、「しかし、上記(4)ウのとおり、国会の専門委員会においては、次回の通常選挙までに法改正を行うことを前提とした大まかな工程表を作成して、これに向けた検討作業を行っていた経緯があり、現にある程度具体的な案も示されていたのであるから、このような工程に基づいて、本件選挙時までに、抜本的な見直しをすることは困難であったとしても、より選挙区間の投票価値の較差を少なくする内容の法改正を行うことは可能であったようと思われる。こうした工程表や検討作業にもかかわらず早期の結論を得ることが困難であるというなら、その具体的な理由と作業の現状を絶えず国民に対して明確に説明すべきであって、それが行われていた場合にはともかく、そのような主張立証のない本件においては、前記実効性のある是正ができなかつたことを正当化する理由があると認めることはできない。」（強調筆者）と記述する。

- 即ち、同判決は、【本件選挙区割規定の是正のための合理的期間が未徒過であること】の主張立証責任は、国が負担する、と解している。

- 32) 西岡武夫参議院議長（当時）は、2011年4月15日に開催された第2回「選挙制度の改革に関する検討会」において、比例9ブロック制の参院選挙制度改革議長議案を各会派に提出した（参議院：<http://www.sangiin.go.jp/japanese/ugoki/h23/110415-2.html>、<http://www.sangiin.go.jp/japanese/kaigijoho/kentoukai/pdf/110415.pdf>）。西岡議長試案では、ブロック間の投票価値の最大較差が、1.066倍に圧縮されている。

- 33) 原告ら（選挙人ら）は、衆院（小選挙区）及び参院（選挙区）につき、臼井悠人東大法科大学院生（当時）作成の【現行公職選挙法が採用する地域枠組みを基礎として現行公職選挙法上許されていと考えられる方法を用いた仮想選挙区割り】を平成25、同26、同27、同29、同30年の各最高裁大法廷判決の各原審（全高裁・高裁支部）に証拠提出している。

当該仮想選挙区割りでは、衆議院の各小選挙区間の投票価値の最大較差は、1：1.0110倍（小数点5桁以下四捨五入）にまで圧縮され（但し、都道府県の県境を跨ぐ【一人一票実現国民会議のホームページ「（仮想選挙区案）」臼井悠人東大法科大学院生（当時）作成。URL：[https://www2.ippyo.org/pdf/kaso/syugiin\\_kaso.pdf](https://www2.ippyo.org/pdf/kaso/syugiin_kaso.pdf)】）、参院選（選挙区）の各選挙区間の投票価値の最大較差は、1：1.00008倍（小数点6桁以下四捨五入）にまで、圧縮される（但し、10ブロック選挙区且つ都道府県の県境を跨

- ぐ）（同URL：[https://www2.ippyo.org/pdf/kaso/sangiin\\_kaso.pdf](https://www2.ippyo.org/pdf/kaso/sangiin_kaso.pdf)）。
- 34) 1964年6月15日米国連邦最高裁判決（Reynolds v. Sims 377 U.S. 533）。同事案は、アラバマStateの下院議員選（小選挙区）において、全106小選挙区のうち、最小人口の小選挙区と最大人口の小選挙区間の人口較差が98,036人（=105,767人 - 6,731人）又は1:15.6倍（≈1:15.564 = 6,731人 : 104,767人）であった。
- 35) フロリダState米国連邦下院議員選挙区割プラン（2014.8.7）。[https://www.flsenate.gov/PublishedContent/Session/Redistricting/Plans/h000c9057/h000c9057\\_pop\\_sum.pdf](https://www.flsenate.gov/PublishedContent/Session/Redistricting/Plans/h000c9057/h000c9057_pop_sum.pdf)
- 36) 米国ペンシルベニアState中部地区連邦地裁（Vieth v. ペンシルベニアState 195 F. Supp. 2d 672 (M.D. Pa. 2002)）は、2002年4月8日、「Act 1（法律1号）は一人一票の法理を侵害し、一人一票の実現を妨げた」と述べ、更に、ペンシルベニアState議会に対し、Act 1（法律1号）の憲法違反を解消するための改正法案（a plan）を提出するために、3週間を付与した。新しく立法されたAct 34（法律34号）では、選挙区間の最大人口較差は、1人である。
- 37) Egolf v. Duran, No. D-101-cv-201102942. ニューメキシコState地方裁判所は、2012年1月9日、2010年国勢調査に基づく連邦下院議員選挙区の区割りにつき、ニューメキシコStateの全定数3の全3小選挙区の選挙区割りにおいて、小選挙区間の人口差がゼロである案を支持した。
- 38) カリフォルニアStateの人口：37,253,956人（2010年米国国勢調査）  
ワイオーミングStateの人口：563,626人（同上）  
米国連邦上院選挙の両State間の上院議員1人当たりの人口較差 1:66.1倍（≈1:(37,253,956人 / 2) ÷ (5,636,261人 / 2)）。
- 39) 米国連邦憲法第1章第3条  
[第1項] 合衆国上院は、各州から2名ずつ選出される上院議員（但し、各立法府により選出される）でこれを組織する。上院議員は、6年を任期として選出されるものとする。上院議員は、それぞれ1票の投票権を有する。  
Article 1 Section 3 paragraph 1: The Senate of the United States shall be composed of two Senators from each State, chosen by the Legislature thereof, for six Years; and each Senator shall have one Vote.
- 40) 衆院の全議員（465人（=小選挙区・289人 + 比例・176人））の過半数（234人・50.3%）を選出するために必要な人口の対全人口比例を下記の計算方法により得た。
- ①各都道府県につき、衆院議員（小選挙区）1人当たり人口の最小の県である鳥取県の人口をスタートとして、順次議員1人当たり人口が増える方向に各都道府県の人口を積み上げ、当該各都道府県から選出の議員定数の累積値が149人に至る場合の、「累積人口」（60,536,720人）を求める。
- ②比例の累積議員（85人） = 176人 × 「累積人

口」（60,536,720人）÷全人口（125,342,377人）

- ③累積人口（60,536,720人）の場合：  
234人（=149人（小選挙区）+85人（比例））。  
234人>過半数（233人）（=〈289人（小選挙区）+176人（選挙区）〉÷2+0.5）……○  
尚、累積人口（60,081,946）の場合：  
累積小選挙区議員数（148人）+比例議員（84.4人）=232.4人<（過半数（233人））……×
- ④参院議員（選挙区+比例）、衆院（小選挙区）、参院（選挙区）について、上記①～③と同様の計算方法を用いて、下記表の各値を得た。

議員の過半数を選出するためには必要な人口・選挙人数の対全人口・選挙人数比（%）

|                     | 平21<br>(2009)   | 平22<br>(2010)   | 平29<br>(2017)   | 2022年<br>以降<br>(アダムズ<br>方式) |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|
| 衆院<br>(小選挙区<br>+比例) | 46.4%<br>(資料③*) |                 | 47.0%<br>(資料②*) | 48.3%<br>(資料①*)             |
| 衆院<br>(小選挙区)        | 43.9%<br>(資料③*) |                 | 44.8%<br>(資料②*) | 46.9%<br>(資料①*)             |
| 参院<br>(選挙区+<br>比例)  |                 | 39.6%<br>(資料④*) | 45.1%<br>(資料⑤*) |                             |
| 参院<br>(選挙区)         |                 | 33.0%<br>(資料④*) | 40.8%<br>(資料⑤*) |                             |

（小数点2桁以下四捨五入）

\* 上記資料①～⑤は筆者ブログ（URL：<https://blg-hmasunaga.com/2019/03/20/post-24140/>）参照。

- 41) 最判平8・9・11（大法廷）民集50巻8号2283頁。  
42) 全92個の高裁判決は、2個の「違憲無効」判決、

20個の「違憲違法」判決、46個の「違憲状態」判決、12個の「留保付合憲」判決、12個の「留保無しの合憲」判決から成る（全92個の高裁判決については、一人一票実現国民会議のホームページの「1人1票裁判とは？」（<https://www.ippyo.org/topics/saiban.html>）の中に、各選挙ごとの裁判の「原審結果はこちら」の表示があり、そこをクリックすると、各高裁判決結果の一覧表が表示される。その一覧表の中の各高裁判決部分をクリックすると、判決のPDFが表示される。）

- 43) 筆者らが代理して提訴した全92個の選挙無効請求訴訟のうちの78個の選挙無効請求訴訟についての、平成23年大法廷判決（衆）、同24年大法廷判決（參）、同25年大法廷判決（衆）、同26年大法廷判決（參）、同27年大法廷判決（衆）、同29年大法廷判決（參）の合計6個の大法廷判決は、全て、最高裁判所裁判集民事（以下、集民）に掲載されている。ところがこれらの6個の集民には、筆者ら選挙代理人の上告理由は、掲載されていない。

他方で、当該6個の大法廷判決は、いずれも、上告理由を掲載している最高裁判所民事判例集（以下、民集）に掲載されていない。

### 人口比例選挙(その3)

山口邦明弁護士らグループが代理して提訴した選挙無効請求事件についての平成23年、同24年、同25年、同26年、同27年、同29年の6個の各大法廷判決は、6個の民集に掲載されている。当該6個の民集には、山口邦明弁護士ら代理人の上告理由が掲載されている。

平成29(2017)年衆院選(小選挙区)について筆者らグループが代理して提訴した、全14個の選挙無効請求訴訟についての最高裁大法廷判決は、民集には不掲載であり、集民に掲載されているに止まる。同民集は、筆者グループの上告理由書を掲載していない。

上記のとおり、筆者らグループの代理する全92選挙無効請求事件の各上告理由書は、全て現在に至る迄、下記③を除き、刊行物未掲載である。

#### 筆者らグループの上告理由書：

①平成30年3月13日付上告理由書(平成29年衆院選)、筆者ブログURL：<https://blg.hmasunaga.com/hmadmeqdd/wp-content/uploads/2018/10/b0813e57084a8f2986bb11f27ccc5362.pdf>

②平成28年11月21日付上告理由書(平成28年参院選)筆者ブログURL：<https://blg.hmasunaga.com/hmadmeqdd/wp-content/uploads/2016/12/20161214001.pdf>

③平成27年5月11日付上告理由書(平成26年衆院選)(升永英俊『一人一票訴訟上告理由書』〔日本評

論社、2015年])

- 44) 平成10(1998)年9月2日最高裁大法廷判決  
(參) (民集52卷6号1373頁)。
- 45) 平成12(2000)年9月6日最高裁大法廷判決  
(參) (民集54卷7号1997頁)。
- 46) 平成16(2004)年1月14日最高裁大法廷判決  
(參) (民集58卷1号56頁)。
- 47) 平成19(2007)年6月13日最高裁大法廷判決  
(參) (民集61卷4号1617頁)。

(ますなが・ひでとし)

以下の誤りについてお詫びし、訂正いたします。

◇「人口比例選挙(その1)」(2019年3月号[770号])

#### ・5頁左段4行目

誤) 5つの「違憲違法」高裁判決

正) 1つの「違憲状態」高裁判決、4つの「違憲違法」高裁判決

#### ・5頁右段38、39行目

誤) 国会議員が、「両議院の議事」を、

正) 全国会議員の過半数が、全人口の過半数から選出される選挙(即ち、人口比例選挙)の場合を除き、国会議員が「両議院の議事」を、

◇「人口比例選挙(その2)」(2019年4月号[771号])

#### ・58頁右段22行目

誤) (小渕内閣)

正) (小泉内閣)

## 判事補メモ

「判決書いたら和解で落ちるよ。」

裁判所に訴えを提起した以上、当事者の意思で訴訟を終了する場合を除けば、判決しない限りは事件は終わらない。そうである以上、裁判官としては、手続の最初の段階から判決になることを見据えながら訴訟審理を進める。一方で、裁判官としては、事件の終局的解決のために和解の可能性を探ることになるので、審理に際して微妙な舵取りを求められる場面も少なくない。

表題の言葉は、判決と和解の関係について述べたとある裁判長の口癖である。あまりにも端的な言葉過ぎて意味がわからないかもしれないが、まずはその意味を噛み砕いて説明してみよう。「落ちる。」というのは、法曹実務家の間では「事件が終わる。」という意味の慣用語である。つまり、表題の言葉は「判決を書いた結果、和解で事件が終了する。」という意味になる。裁判官が判決を書いたならば判決で終わるのではないかと普通の人なら思うだろう。

和解のタイミングについては従前から法曹実務家の間でも議論されているところはあるが、おおむね、争点

整理中、尋問直前、尋問後の3つのタイミングがあるとされている。そのうち、尋問後の和解というのは、すでに尋問を含む主張立証を全て終えた段階での和解である。そのときに、表題の言葉が意味を持ってくる。つまり、尋問後の和解に際し、裁判官が既に判決を書き終わっている場合、裁判官は判決起案を通じて、結論のみならず双方の主張立証の弱いところを把握している。そうすると、裁判官は双方の弱点を捉え、判決という裏付けを踏まえ説得力を持って、双方が理由をもって譲歩できるような解決案を提案できるため、結果として和解の成功率がぐっと上がる、という流れになる。つまり、裁判長のいうとおり「判決を書くと和解で落ちる。」のである。

もちろん、このような流れを経ると自然とお蔵入りになる判決は増えるが、和解による解決のために必要な作業でもあると割り切って、今日もお蔵入りになるかもしれない判決起案に勤しむことになるのである。

(M)



日本評論社

2019/05

# 法学セミナー

月刊評論社編集部主催の法律専門誌

2019年5月1日発行  
毎月1回1日発行  
通巻772号  
1956(昭和31)年4月12日  
第3種郵便認可  
Vol.64-05  
ISSN 0439-3295

[特集]

## ようこそ、 法律学の世界へ —法学入門2019 Part.2

**憲法学の世界** [憲法入門] 難轍を繰り返す一歩 ..... 岡田順太

外国人労働者の受け入れ方針と人権保障 ..... 遠藤美奈

アートにヨーロッパの憲法問題——表現の自由と民主主義を問い直す ..... 成原 慧

憲法保護法による強制予報令廃止「一時金支給等に関する法律案」は眞の憲法精神につながるものか——裁判と立法の現在 ..... 新里宏二

**民法学の世界** [財産法入門] 日々の生活から考える学び ..... 寺川 永

[家族法入門] 遺言の書立られる法網越え ..... 平田 厚

ハーフ系統父子の連れ去り ..... 梶村太市

離婚後見制度の現状と課題 ..... 野口雅人

**刑法学の世界** [刑法入門] 刑法の遺漏への読み ..... 小名木明宏

あらり通報懲罰からみる報刑法運営 ..... 松原芳博

豪華豪奢と歴史から教える ..... 佐々木光明  
少年法と成年法の課題と課題所

障害者雇用に対する虐待防止と雇用上の配慮——いなげや事件 ..... 高橋賢司

人口比例選挙(その3) ..... 升永英俊

そして人生は続く ..... 北尾トロ 土地所有を考える  
ピンチをチャンスに変える受刑者専用求人誌の挑戦(後) 土地所有権制度の形成プロセスと土地問題の淵源

**FOCUS憲法** ..... 松本和彦  
社会保障立法の平等をめぐる事例分析【判例解説編】——論証の着眼点と重点の置き所の違い

**市場支配力の法律学**——現代の経済問題に対する経済法的視座 ..... 石岡克俊  
ガソリンの安売り販売と過当競争(2)

[ロー・ジャーナル]

[ロー・アングル]

[連載]

## ISSUE BRIEF

## 諸外国における選挙区割りの見直し

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 782(2013.4.4.)

## はじめに

## 4 フランス

## I 選挙区割りの見直しの概要

## おわりに

- 1 区割りの見直しを行う機関
- 2 区割りの見直しの間隔
- 3 区割りの見直しの基準

表 主要国議会下院の選挙区割り  
の見直しの概要II 主要国議会下院の選挙区割り  
の見直し

- 1 アメリカ
- 2 イギリス
- 3 ドイツ

最高裁判所が衆議院のいわゆる一票の格差に対して違憲状態判決を下したことを見て、「0増5減」を内容とする「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律」(平成24年法律第95号)が成立した。これを受けて、衆議院議員選挙区画定審議会は区割りの改定案の検討を行い、平成25年3月28日に最大格差を約1.998倍とする改定案を内閣総理大臣に勧告した。

諸外国における選挙区割りの見直しを概観すると、見直しを行う機関、見直しの間隔、見直しの基準などが国によって異なる。多くの国に共通するのは、選挙区間の人口の均衡が求められることと、行政区画を尊重することである。両者は二律背反の関係にあり、実態としては、行政区画を尊重する範囲内で選挙区間の人口の格差を小さくしようとする国が多いと言えよう。

政治議会課

(佐藤 利洋)

調査と情報

第782号

## はじめに

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成 6 年法律第 3 号。以下「設置法」という。）は、10 年ごとに行われる大規模国勢調査の結果を受けて小選挙区の区割りの見直しを行うことを規定している（設置法第 4 条第 1 項）。区割りの見直しは、小選挙区の定数 300 議席のうち、まず各都道府県に対して 1 議席ずつを配分し、残余の 253 議席を各都道府県の人口に比例して配分する「1 人別枠方式」により行われることとされていた（平成 24 年法律第 95 号による改正前の設置法第 3 条第 2 項）。平成 22 年 10 月 1 日現在の国勢調査結果の速報値は、平成 23 年 2 月 25 日に公表されたため、設置法第 4 条第 1 項の規定により、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）は公表の 1 年後の平成 24 年 2 月 25 日までに区割りの改定案を内閣総理大臣に勧告しなければならないこととなっていた。

ところが、平成 23 年 3 月 23 日、最高裁判所は、衆議院の一票の格差に対して違憲状態判決を下した。中でも、1 人別枠方式について早急な見直しを求めた。この判決を受けて審議会の作業は中断することとなり、設置法を改正し、各都道府県への配分方法を見直した上で議席数の配分がなされなければ、区割りの改定案の作成はできることとなつた。

1 人別枠方式を廃して、各都道府県の人口に応じてヘア一式最大剩余法<sup>1</sup>で議席を配分すると、10 都道府県で計 21 議席を増やし、21 県で各 1 議席を減らす「21 増 21 減」が必要となり、都道府県内の区割りの見直し作業も膨大となる。そのため、今回の区割りの見直しについては、各選挙区間における人口格差を緊急に是正し、違憲状態を早期に解消することを目的とした。そこで、設置法の規定にかかわらず、定数 3 の県のうち 5 県について定数を 1 議席ずつ減らし（0 増 5 減）、区割り作業の一定の基準を示した上でその具体的な作業を審議会に委ねることを内容とする「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 95 号。以下「緊急是正法」という。）が成立し、平成 24 年 11 月 26 日に公布・施行された。当初の勧告期限は過ぎたものの、これを受けて、審議会が区割りの改定案の検討を進め、平成 25 年 3 月 28 日に最大格差を約 1.998 倍とする改定案を内閣総理大臣に勧告した。

諸外国の選挙においても、全国を一区とする制度を探らない限り、いくつかの選挙区に分割される。既存の行政区画をそのまま選挙区とする国も多いが、小選挙区制を採用する国をはじめとして、多くの国で区割りは不可欠である。これらの国では、人口の変動に伴い、区割りを見直すことも求められる。本稿では、諸外国の選挙における区割り及びその見直しはどのように行われているかについて概要を説明した上で、主要国議会下院の選挙区割りの見直しの実態について解説する。

## I 選挙区割りの見直しの概要

比例代表制を探る国では、いくつかの選挙区に分割される場合でも、一般的に既存の行政区画を選挙区とするため、特に選挙区割りの作業は必要としないことが多い（ただし人

※本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2013 年 3 月 28 日である。

<sup>1</sup> 全国の選挙区平均人口（ヘア一基数）を求め、各都道府県の人口をヘア一基数で除し、商と剩余を求める。各都道府県には商に相当する議席が第 1 次配分として配分され、残余の議席を剩余の大きい都道府県の順に定数に達するまで第 2 次配分として議席が配分される方法。

口の変動に伴う定数配分の見直しは行われる)が、小選挙区制や混合制を採用する国においては何らかの選挙区割りが必要となる。87か国・地域を対象とした比較調査<sup>2</sup>によると、選挙区割りが必要とされている国は60か国にのぼっている。

## 1 区割りの見直しを行う機関

19世紀の各国においては、選挙区割りは議会の責任において行われており、党派的な区割りが多くなされていた。しかし、近年の民主主義国家においては、政治家や議会は区割り作業に関与せず、政治から独立した委員会が区割りを行う国が多くなっている。<sup>3</sup>

選挙区割りを目的として設置された選挙区画委員会が区割り案の作成を行うのが60か国中22か国である。我が国はここに分類される。3人から9人くらいまでの比較的小規模な委員会であることが多い。その中には選挙管理、地理、統計関係の非党派的な公務員や裁判所の判事が委員となる国が多い。ニュージーランドのように、主要政党から委員が選ばれる国もある。<sup>4</sup>

選挙全般について管理する選挙管理委員会が区割り案の作成をも行う国は60か国中21か国である。選挙管理委員会は政府や議会から独立していることが多いが、ケニアのように独立性が低い国もある。<sup>5</sup>

議会が区割り案の作成を行う国は60か国中14か国である。しかし、この中には定期的な見直しが行われない国も多く、混合制を採用しているために、小選挙区の区割りが政治的に大きな影響を持たない国もある。小選挙区制を採用する国で、議会が区割りの権限を有し、区割りが政治的に大きな影響力を持つ国は、アメリカとフランスに限られる。ただし、後述するように、両国とも最近ではその傾向に変化が見られる。<sup>6</sup>

かつては、議会以外の機関が区割り案を作成する場合でも、区割り案について議会の承認を必要とする国が多かったが、最近は多くの国で、議会の承認を不要としている。選挙区画委員会が区割り案を作成する22か国ではそのうち8か国で、選挙管理委員会が区割り案を作成する21か国ではそのうち16か国で、議会の承認が不要である。議会の承認が必要であっても形式的なものに過ぎない国も多い。<sup>7</sup>

## 2 区割りの見直しの間隔

区割りの見直しの間隔については、一定期間ごとに見直さなければならぬとする国が57%を占める。期間の長さは、短い国で3年、長い国で12年となっているが、我が国と同様に10年ごととする国が多い。もっとも何らかの事情で規定通りに見直しが行われない場合もある。見直しの間隔が明示されていない国であっても、格差が一定以上に大きくなつた場合など何らかの基準を設け、区割りの見直しのタイミングを規定する国が多い。<sup>8</sup>

<sup>2</sup> Lisa Handley, "A Comparative Survey of Structure and Criteria for Boundary Delimitation," *Redistricting in Comparative Perspective*, New York: Oxford University Press, 2008, pp.265-305.

<sup>3</sup> *ibid.*, p.267.

<sup>4</sup> *ibid.*, pp.268-269.

<sup>5</sup> *ibid.*, p.269.

<sup>6</sup> *ibid.* なお、政府機関が区割り案の作成を行う国が3か国ある。

<sup>7</sup> *ibid.*, p.270.

<sup>8</sup> *ibid.*, pp.271-272.

### 3 区割りの見直しの基準

区割りを見直す際に考慮される基準としては、人口、行政区画や地勢などの地理的因素、交通事情などが用いられる。人口をなるべく等しくするという基準は、60か国すべてで用いられている。人口の指標としては、「人口」とする国が53%と過半数を占めるが、「有権者数」を用いる国も34%ある。<sup>9</sup>

人口の格差の許容限度については、特に具体的な数値的基準を設けていない国が75%を占める。基準を設けている国では、アメリカのように州内の各選挙区では可能な限り人口を等しくすることが求められる国<sup>10</sup>から、シンガポールのように各選挙区の1議席当たり有権者数を全国平均の上下30%以内まで認める国まである<sup>11</sup>。このほか、韓国では各選挙区の人口が全国平均の上下50%を超えると違憲になる旨の判例がある<sup>12</sup>。また、オーストラリアでは、現在の有権者数だけでなく、将来予測有権者数も勘案して区割りをしなければならない<sup>13</sup>。

行政区画や自然の境界など地理的な要素を区割りの際に考慮する国も多い。人口密度や過疎の度合いが考慮される国も12か国ある<sup>14</sup>。地理的な要素としては、隣接性(contiguity)と緊密性(compactness)が考慮の対象となる国も多い。つまり、選挙区はつながっていないではなくてはならず、また奇妙な形であってはならないということである。<sup>15</sup>

## II 主要国議会下院の選挙区割りの見直し

### 1 アメリカ

#### (1) 特徴

小選挙区制を探るアメリカでは、州内の選挙区間の人口の均衡が厳格に求められる。また、人種的マイノリティに配慮して区割りが行われることも大きな特徴である。区割りに際しては、州の境界を跨ぐ選挙区はないが、州内の行政区画はあまり尊重されず、分割される自治体も数多い。区割り案の作成は州議会が権限を有しており、政治的・恣意的な区割りが行われることが多いとされる。ただし区割り案の作成を第三者機関に委ねる州が増

<sup>9</sup> *ibid.*, pp.272-273. その他の人口の指標としては、「外国人等を除いた市民の人口」とする国、「投票可能年齢人口」とする国、「前回選挙における有権者数」とする国がある。

<sup>10</sup> アメリカのような極小の偏差しか許容しない「一人一票」の基準(“one person, one vote” standard)は、他の国では要求されないものである、と Handley は指摘している (*ibid.*, p.282.)。

<sup>11</sup> *ibid.*, pp.273-274. 我が国では、一票の格差を示す指標として最大格差(議員1人当たり人口の最大値と最小値の割合)を用いることが多いが、国際的には偏差(議員1人当たりの平均人口から乖離している割合)を用いることが多い。

<sup>12</sup> 在日コリアン弁護士協会編著・孫亨燮監修「14 選挙区人口格差事件」『韓国憲法裁判所 社会を変えた違憲判決・憲法不合致判決—重要判例44—』日本加除出版, 2010, pp.111-116.

<sup>13</sup> 松尾和成「オーストラリア連邦議会下院選挙区の較差は正制度」『レファレンス』681号, 2007.10, pp.49-65. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999712\\_p0\\_068103.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999712_p0_068103.pdf?contentNo=1)>

<sup>14</sup> この12か国の中には、カリブ海諸国など人口の少ない島国やアフリカの発展途上国であり、先進国には見られない。上記の12か国には含まれていないが、先進国の中では、デンマークやノルウェーでも選挙区の人口密度や面積を考慮することが求められている。しかし、これらの国ではこのことが憲法上で明記されているため、格差が憲法上の問題にならない。

<sup>15</sup> Handley, *op.cit.* (2), p.274.

えてきている。<sup>16</sup>

## (2) 区割りの見直しの方法

合衆国憲法には「上院議員および下院議員の選挙を行う時、所および方法は、各州においてその議会が定めるものとする」<sup>17</sup>と規定されており、連邦議会下院の区割りも各州において州議会が決定する事項である。多くの州では通常の州法と同様の立法過程を必要とするため、州の上下両院の可決と州知事の承認が必要となる。したがって、州議会の両院の多数派と州知事が同じ政党に属している場合、その政党に有利な区割りを行うことが容易となる。また、二大政党の妥協によって現職議員にとって有利な区割りを行うこともある。これらの政治的・恣意的で不自然な形状の選挙区割りはゲリマンダー (Gerrymander) と呼ばれる<sup>18</sup>。

近年では、ゲリマンダーを防ぐために、区割り案の作成を第三者機関に委ねる州も増えてきている<sup>19</sup>。第三者機関の構成や権限は州によって様々である。<sup>20</sup>

区割りの見直しは、10年ごとの国勢調査の結果を受けて行われる<sup>21</sup>。前回の国勢調査は2010年4月1日現在で実施されており、2012年11月の選挙から新たな区割りが適用された。国勢調査人口により、国勢調査局 (Census Bureau) は、定数435議席を50州の人口<sup>22</sup>に応じて均等比例方式<sup>23</sup> (method of equal proportions) により再配分 (reapportionment) する。1議席しか配分されない州<sup>24</sup>を除く各州については、配分議席数の選挙区に再区画 (redistricting) する。区割りは、各州の州法として制定される。

<sup>16</sup> Royce Crocker, "Congressional Redistricting: An Overview," *CRS Report for Congress*, R42831, November 21, 2012. <<http://www.fas.org/sgp/crs/misc/R42831.pdf>>; "Chapter 22, Reapportionment and Redistricting," *Guide to U.S. Elections 6th edition*, Washington, D.C.: CQ Press, 2009, pp.933-966; 森脇俊雅『小選挙区制と区割り一制度と実態の国際比較』芦書房, 1998.

<sup>17</sup> アメリカ合衆国憲法第1条第4節第1項。日本語訳は初宿正典・辻村みよ子編『新解説 世界憲法集（第2版）』三省堂, 2010によった。

<sup>18</sup> 「第2章 ゲリマンダリング—アメリカの現状と課題ー」森脇 前掲注(16), pp.65-100.

<sup>19</sup> 2010年再配分においては、アリゾナ、カリフォルニア、ハワイ、アイダホ、ニュージャージー、ワシントンの6州で第三者機関によって区割り案が作成された（モンタナ州は第三者機関が設置されているが、連邦議会の議席は1議席しか配分されていないので区割りは行われていない）。また、アイオワ州では、立法補佐機関が区割り案を作成している (Crocker, *op.cit.*(16), pp.16-18.)。

<sup>20</sup> Michael P. McDonald, "United States Redistricting: A Comparative Look at the 50 States," *op.cit.*(2), pp.55-71; 梅田久枝「アメリカの選挙区画再編に関する立法動向—選挙過程からの政治の排除—」『外国の立法』No.236, 2008.6, pp.163-172.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000248\\_po\\_023601.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000248_po_023601.pdf?contentNo=1)>

<sup>21</sup> 2 U.S.C. §2a(a). ただし、区割りは州議会の権限であることから、州議会選挙の結果により多数派が変わった場合、自党に有利な区割りにするために、定期的な見直しを待たずに見直しが強行される例もある。事例としては、「Mid-decade redistricting and partisan gerrymandering」*Guide to U.S. Elections 6th edition*, *op.cit.*(16), pp.961-965; 森脇俊雅「2000年代の議員定数再配分と選挙区画再編成—アメリカと日本における諸問題ー」『法と政治』58巻2号, 2007.7, pp.18-20を参照。

<sup>22</sup> 再区画の際に基準となる人口は、外国人も含めた住民人口 (resident population) であるが、再配分の計算に用いるのは配分人口 (apportionment population) であり、各州の住民人口に当該州を最終住所地とする海外在住の軍人及び連邦政府職員とその扶養家族を加えた人数である。

<sup>23</sup> 2 U.S.C. §2a(a). ヒル式、ハンチントン式などとも呼ばれる。総定数435議席のうち、各州に1議席ずつを配分した上で、残余の385議席について、各州の人口を $\sqrt{1 \times 2}, \sqrt{2 \times 3} \dots \sqrt{n(n+1)}$ で除し、その商の大きい順に議席を配分していく方法である。詳細は、United States Census Bureau, "Computing Apportionment." <<http://www.census.gov/population/apportionment/about/computing.html>>を参照。

<sup>24</sup> 2010年の再配分において、1議席の配分となったのは7州であった。

### (3) 許容される選挙区間の人口の格差

州内の選挙区間では可能な限り人口は同数でなければならない<sup>25</sup>。すべての選挙区の人口が全く同数という州もある<sup>26</sup>。また、過去には約 0.7% の最大格差が違憲と判断された例もある<sup>27</sup>。しかし、これは州内の選挙区間の人口の格差である。まず、定数を州に配分した上で州内の区割りを行うという二段階の手続を踏むところから、州と州の間では必然的に一定程度の格差が生じ<sup>28</sup>、連邦レベルでは、2 倍近い最大格差が生じている<sup>29</sup>。しかし、この点は問題とならない。

### (4) 人口以外の区割りの基準

1965 年投票権法によりマイノリティの投票権を保障することが求められており、区割りにおいてもマイノリティに配慮することが求められる<sup>30</sup>。具体的には、各州における黒人やヒスパニックの割合に応じた議員数を選出するために、黒人やヒスパニックが当選するような人口構成の選挙区をつくるなければならない<sup>31</sup>。その一方で連邦最高裁判所は、人種だけを主たる要因とした不整形で奇妙な形状の選挙区づくりを違憲としている<sup>32</sup>。

この他にも「奇妙な形ではないこと」、「つながっていること」、「郡（county）及びその他の行政区域を尊重すること」などの基準が各州の州憲法や州法などで定められている州も多い<sup>33</sup>。しかし、人口の均衡及びマイノリティへの配慮という基準を実現するために、これらの基準は軽視されやすい<sup>34</sup>。

### (5) 司法の関与

かつては連邦議会の一票の格差は大きく、1946 年時点での 8 倍余りの最大格差が生じていた州も存在した。しかし裁判所は、格差の是正は「政治問題」であるとして、司法判断適合性を否認していた。ところが 1960 年代以降、裁判所は区割りについて積極的に関与するようになり、州内の選挙区間の人口は厳格な均衡が求められるようになっている。<sup>35</sup>

裁判所は、人口格差には厳しい態度で臨むが、ゲリマンダーに対しては人種的ゲリマン

<sup>25</sup> *Wesberry v. Sanders*, 376 U.S. 1(1964). 合衆国憲法第 1 条第 2 節を一人一票の憲法上の根拠として争われたが、その後の訴訟では第 1 条第 2 節に加えて、修正第 14 条も根拠とされている。

<sup>26</sup> 2010 年の再区画において、ニューメキシコ州（定数 3）はすべての選挙区の人口が 686,393 人となった。また、フロリダ州（定数 27）は 22 の選挙区の人口が 696,345 人、5 の選挙区の人口が 696,344 人である。このように差が 1 人しかない州も数多い。

<sup>27</sup> *Karcher v. Daggett*, 462 U.S. 725(1983).

<sup>28</sup> 二段階の区割りが必然的に一定程度の格差を生むことについては、佐藤令「衆議院及び参議院における一票の格差」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』714 号, 2011.6.9, pp.9-11.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050453\\_po\\_0714.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050453_po_0714.pdf?contentNo=1)>を参照。

<sup>29</sup> 2010 年の再区画において、人口が最多の選挙区はモンタナ全州区の 989,415 人、最少の選挙区はロードアイランド州 1 区の 526,283 人であり、最大格差は約 1.88 倍である。

<sup>30</sup> 42 U.S.C. §§1971, 1973 to 1973bb-1; 28 C.F.R. 51, Appendix. 過去にマイノリティに対する深刻な政治的差別があった 9 州の全部及び 7 州の一部の地域については、選挙関連規定を改正する際には連邦司法省の事前承認が必要とされる。

<sup>31</sup> 湯淺墾道「マイノリティ・マジョリティ選挙区割の形成—1980～90 年代の動向を中心にして」『九州国際大学法学論集』13 卷 1 号, 2006.9, pp.119-164.

<sup>32</sup> 森脇 前掲注(21), pp.6-11.

<sup>33</sup> National Conference of State Legislatures, *Redistricting Law 2010*, Denver, 2009, pp.105-114, 172-217.

<sup>34</sup> 森脇 前掲注(16), p.35.

<sup>35</sup> 一連の判決については、畠博行「第八章 議員定数不均衡の是正と司法部」『アメリカの政治と連邦最高裁判所』有信堂高文社, 1992, pp.169-199 を参照。

ダーと政治的ゲリマンダーによって対応が異なる。上述のとおり、人種的ゲリマンダーについては人種だけを主たる要因とした不整形で奇妙な形状の選挙区づくりを違憲とする一方で、政治的ゲリマンダーについては憲法判断の基準が不明であることから、違憲と判断したことはない<sup>36</sup>。

なお、訴訟の際に原告は、我が国のように既に行われた選挙の無効を求めるのではなく、現行の区割りを定めた法律の無効宣言とそれによって選挙を行うことを禁止する差止命令を選挙の前に求めるのが通例である<sup>37</sup>。違憲判断が下され、州議会が新たに区割りを行うことができない場合には、暫定的に裁判所が区割りを行うこともできる<sup>38</sup>。

#### (6) 区割りの見直しができなかった場合の措置

各州において、区割りの見直しが選挙に間に合わなければ、州の配分議席数に変更がない場合は旧選挙区のままでの選挙が、議席が増加した場合は旧選挙区での選挙に加えて増加分について州全体を選挙区とする全域(at large)選挙<sup>39</sup>が、議席が減少した場合は全議席について全域選挙が、それぞれ行われる<sup>40</sup>。

## 2 イギリス

### (1) 特徴

2011年2月16日に2011年議会選挙制度及び選挙区法<sup>41</sup>が成立し、下院の選挙制度を単純小選挙区制から選択投票制に変更するか否かの国民投票を実施すること及び定数を650議席から600議席に削減することを定めるとともに、区割りの方法を大幅に改正した<sup>42</sup>。改正前は行政区画が重視される一方で、選挙区間の有権者数の均衡はそれほど重視されず最大格差も5倍近かった。しかし、改正後は行政区画よりも有権者数の均衡が重視されることとなり、原則として、各選挙区の有権者数は全国平均有権者数の上下5%の間に収まるように区割りされなければならないことになった。2015年総選挙に向けて、2013年10月までに区割り案が作成される予定であったが、区割り案作成の期限は2018年10月まで延期され、定数削減も延期された。<sup>43</sup>

<sup>36</sup> 東川浩二「政治的ゲリマンダの法的規制—州憲法の復権と競争理論」『選挙研究』24巻1号, 2008, pp.95-104.

<sup>37</sup> 田中和夫「アメリカにおける議員定数の是正と裁判所」『ジュリスト』No.532, 1973.5.15, p.92.

<sup>38</sup> 青木誠弘「アメリカにおける連邦裁判所の「歓迎されない責務」と選挙区の区分を改正する州の立法者の権限」『筑波法政』51号, 2011.9, pp.99-119.

<sup>39</sup> 全域選挙とは、全州を一区として行う選挙であり、選出人数が複数の場合は完全連記制で行われる。

<sup>40</sup> 2 U.S.C. §2a(c)

<sup>41</sup> Parliamentary Voting System and Constituencies Act 2011 (c. 1)

<sup>42</sup> 2010年5月に成立したキャメロン政権は保守党と自由民主党の連立政権であるが、選挙制度の変更は自由民主党が希望し、区割りの方法の改正は保守党が希望したものである。選挙区間の有権者数の不均衡は、労働党に有利に、保守党に不利に働いていた。なお、選挙制度の変更は、国民投票により否決された。

<sup>43</sup> Isobel White and Neil Johnston, "Constituency boundaries: the Sixth General Review," *House of Commons Library*, Standard Note: SN/PC/05929, 1 February 2013.

<<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN05929.pdf>>; Ron Johnston and Charles Pattie, "From the Organic to the Arithmetic: New Redistricting/Redistribution Rules for the United Kingdom," *Election Law Journal*, Volume 11, Issue 1,(March 2012), pp.70-89; 河島太朗「立法情報 イギリス 議会選挙制度及び選挙区法の制定」『外国の立法』No.247-1, 2011.4, pp.10-11.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050619\\_po\\_02470104.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050619_po_02470104.pdf?contentNo=1)>

## (2) 区割りの見直しの方法

イギリス内の各地域（イングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランド）に設置される選挙区画委員会（Boundary Commission）が区割りの見直しを行う。各委員会は4人で構成され、下院議長がすべての委員会の委員長となり、副委員長及び2人の委員は所管の国務大臣<sup>44</sup>によって任命される<sup>45</sup>。副委員長には裁判所の判事が、その他の委員には法律的な識見を有する者及び地方行政について識見を有する者が任命されるのが通例である。委員長は会議に出席しないことが慣例となっており、会議は副委員長により主宰される。<sup>46</sup>

法改正前は、各地域への定数配分は、法律でおおよその配分数が規定されており<sup>47</sup>、8～12年ごとに区割りを見直すこととされていた。改正後は、議会任期が5年に固定された<sup>48</sup>ことにあわせて、5年ごとに各地域の有権者数に応じて定数600議席をサンラグ式<sup>49</sup>で配分した上で、委員会が見直し案を勧告することとなった<sup>50</sup>。

委員会が区割りを見直す際には、改正前は、見直し案を地方紙において公表し、地方公聴会（local inquiry）を開催し、住民の意見を反映させていた<sup>51</sup>。しかし、改正により地方公聴会は廃止され、新たに意見公募手続（consultation）が行われることになった。委員会は見直し案を地方紙に公表するのではなく、特定の場所で縦覧に供し、書面による異議を受け付けるとともに、公聴会（public hearing）を開催し、意見を聴取する。<sup>52</sup>

これらを踏まえた上で委員会は、最終的な区割りの見直し案を国務大臣に勧告する。国務大臣は勧告を受理した後、議会に提案する。区割りの見直し案は、議会の両院の承認を経て<sup>53</sup>、勅令として公布され発効する。<sup>54</sup>

## (3) 許容される選挙区間の有権者数の格差

改正前も、各選挙区の有権者数は各地域の選挙区平均有権者数にできるだけ近いものであることが求められていたが、厳密な基準は存在せず、5倍を超える最大格差が存在した。改正後は、各選挙区の有権者数は、全国の選挙区平均有権者数の95%以上105%以下でな

<sup>44</sup> 現在は、内閣府が選挙制度を所管しており、クレッグ副首相が選挙制度を所管する国務大臣となっている。

<sup>45</sup> Parliamentary Constituencies Act 1986 (c. 56), Sch.1.

<sup>46</sup> 河合宏一「英国における下院議員選挙区画の改定（1）」『選挙』61巻4号、2008.4, p.21.

<sup>47</sup> Parliamentary Constituencies Act 1986, Sch.2. 「グレート・ブリテン（イングランド、スコットランド及びウェールズ）の全選挙区数は613より著しく多くも少なくもないこと」などあいまいな規定であり、総定数も決められていないかったので、区割りの見直しの度に定数が増加することが多かった。

<sup>48</sup> Fixed-term Parliaments Act 2011(c.14); 河島太朗「イギリスの2011年議会任期固定法」『外国の立法』No.254, 2012.12, pp.4-34. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_4023707\\_po\\_025402.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023707_po_025402.pdf?contentNo=1)>

<sup>49</sup> 各地域の有権者数を1、3、5、7…と奇数で除して、商が大きい順に定数に達するまで各地域に議席を配分する方法。

<sup>50</sup> Parliamentary Voting System and Constituencies Act 2011, s. 10(3).

<sup>51</sup> 地方公聴会を経たケースの70～80%が当初案を修正することになるという（森脇 前掲注(16), p.111.）。しかし、その実態は、住民の意見というよりも、政党が自らの利益を区割りの見直し案に反映させる場になっていた（Ron Johnston et al., “Far Too Elaborate About So Little”: New Parliamentary Constituencies for England,” *Parliamentary Affairs*, Vol.61 No.1, 2008.1, p.17.）。

<sup>52</sup> Parliamentary Voting System and Constituencies Act 2011, s.12.

<sup>53</sup> 慣例的に議会は修正を加えることはなく、原案のまま可決するか、否決するかのいずれかであり、政治的中立性に配慮して数時間の簡単な審議を行うだけで原案通り可決されるのが通例である（河合 前掲注(46), p.26.）。

<sup>54</sup> Parliamentary Constituencies Act 1986, ss.3-4.

ければならない<sup>55</sup>、という厳密な基準が設けられた<sup>56</sup>。したがって、例外の選挙区を除き最大格差は  $105 \div 95 =$  約 1.11 倍以下となる。

#### (4) 有権者数以外の区割りの基準

改正前は、県（county）などの行政区画の境界を跨がないことを原則としていた。しかし、改正後は、有権者数の均衡が優先され、行政区画は「考慮することができる」に過ぎないこととなった。この他にも、選挙区の大きさ、形状及び交通の利便性などの地理的事項、既存の選挙区割り、選挙区の変更により断たれる地域的つながり並びに選挙区の変更によって生じる不都合についても考慮することができる。<sup>57</sup>

#### (5) 司法の関与

区割りを定めた勅令は、いかなる司法手続においても争うことができないことが規定されており<sup>58</sup>、有権者数の不均衡を理由とした選挙無効訴訟は提起することができない。勅令に対してではなく、イングランド選挙区画委員会の報告書の国務大臣に対する提出の差止めを求める訴訟が起こされたことはあるが、裁判所は、有権者数の均衡よりも行政区画の重視が優先されるとし、選挙区画委員会の広範な裁量権を確認し、請求を棄却した<sup>59</sup>。

#### (6) 区割りの見直しができなかった場合の措置

1986 年議会選挙区法は、区割りの見直し案が議会で承認されなかつた場合の規定を設けていないため、法律が成立しても、区割りの見直し案について議会の承認が得られない場合は、法律は発効せず、定数も区割りも従来の規定が適用される。

2012 年 8 月にニック・クレッグ（Nick Clegg）副首相（自由民主党党首）は、自由民主党が重要課題としていた上院改革を保守党がつぶしたことへの対抗措置として、区割りの見直し案の承認について党として反対する方針を表明した<sup>60</sup>。そして 2013 年 1 月には、自由民主党と労働党の主導により 1986 年議会選挙区法が改正され、選挙区画委員会の見直し案の勧告の期限が 2018 年 10 月までに 5 年間延長され、定数の 650 議席から 600 議席への削減も延期された<sup>61</sup>。

<sup>55</sup> 現在作業中の区割りでは、島嶼部の 4 選挙区を除く 2010 年 12 月 1 日現在の全国の有権者数（45,678,175 人）を残余の選挙区数（596）で除した 76,641 人が平均有権者数となり、各選挙区の有権者数は 72,809 人以上 80,473 人以下でなければならない。Feargal McGuinness, "Sizes of constituency electorates," *House of Commons Library, Standard Note: SN/SG/5677*, 4 March 2011.

<<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN05677.pdf>>を参照。

<sup>56</sup> Parliamentary Voting System and Constituencies Act 2011, s.11. なお、次のような例外がある。

①選挙区の面積は 13,000 km<sup>2</sup>を超えてはならず、12,000~13,000 km<sup>2</sup>の選挙区については、有権者数が全国平均の 95%未満となることを妨げない。

②島嶼部の 4 選挙区については、有権者数の基準を適用しない。

③北アイルランドは、有権者数の下限の許容範囲を若干広げている（下限は 70,583 人）。

<sup>57</sup> *ibid.*

<sup>58</sup> Parliamentary Constituencies Act 1986, s.4(7).

<sup>59</sup> Oonagh Gay, "The Rules for the Redistribution of Seats- history and reform," *House of Commons Library, Standard Note SN/PC/05628*, 28 July 2010, pp.6-7.

<<http://www.parliament.uk/documents/commons/lib/research/briefings/snpc-05628.pdf>>

<sup>60</sup> White and Johnston, *op.cit.(43)*, pp.5-7: 「英連立に亀裂 保守、上院改革つぶす 自民、区割り変更「反対」」『読売新聞』2012.8.15.

<sup>61</sup> Electoral Registration and Administration Act 2013 (c. 6), s.6.

### 3 ドイツ

#### (1) 特徴

小選挙区比例代表併用制を採るドイツでは、基本定数 598 議席のうち半数の 299 の小選挙区が設けられており、総選挙を行うごとに選挙区割りの見直しが行われる。連邦制ではあるが、州内の選挙区間の人口の均衡のみが求められるアメリカとは異なり、連邦レベルで選挙区間の人口の一定の均衡が求められている。<sup>62</sup>

#### (2) 区割りの見直しの方法

選挙区画委員会 (Wahlkreiskommission) が区割りの見直しを行う。委員会は、連邦統計局長官、連邦行政裁判所の裁判官その他 5 人の委員<sup>63</sup>をもって構成される<sup>64</sup>。

区割りの見直しは、総選挙後の新議会期の開始から 15 か月以内に行わなければならぬ<sup>65</sup>。連邦議会議員の任期は 4 年であるため、原則として 4 年ごとに見直される。2013 年 9 月に予定される総選挙の区割りは、2009 年 9 月の総選挙後に、2009 年 12 月 31 日現在の人口を基に見直されたものである。

小選挙区の定数 299 議席は、16 の州の人口に応じてサンラグ・シェーパース式<sup>66</sup>で配分される。選挙区画委員会は、各州内の区割りの見直しについて、総選挙後の新議会期の開始から 15 か月以内に連邦内務省に対して報告し、連邦内務省は、当該報告を遅滞なく連邦議会に送付する。議会が連邦選挙法の付表を改正し区割りが見直される<sup>67</sup>。

#### (3) 許容される選挙区間の人口の格差

各選挙区の人口は、全国の選挙区平均人口からの偏差が 15% を超えないようにし、25% を超えてはならない<sup>68</sup>。偏差が 25% を超えた場合は、新たに区割りを行わなければならぬ

<sup>62</sup> "Wahlkreiseinteilung für die Bundestagswahl 2013: Die Wahlkreiskommission." <<http://www.bundeswahlleiter.de/de/glossar/downloads/Wahlkreiskommission.pdf>>; 渡辺重範「第 12 章 常設選挙区割委員会」『ドイツ近代選挙制度史—制度史よりみたドイツ近代憲法史の一断面』成文堂, 2000, pp.272-284.

<sup>63</sup> 現在は、ノルトライン・ヴェストファーレン州、バーデン・ヴュルテンベルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州及びヘッセン州の州選挙長並びにバイエルン州の参事官の 5 人である。

<sup>64</sup> Bundeswahlgesetz §3 Abs.2.

<sup>65</sup> Bundeswahlgesetz §3 Abs.4.

<sup>66</sup> 比例配分方法の一種で、前掲注(49)で説明したサンラグ式と同様の結果になる。サンラグ・シェーパース式の説明は、山口和人「ドイツの連邦選挙法」『外国の立法』No.237, 2008.9, p.38 <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000199\\_po\\_023703.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000199_po_023703.pdf?contentNo=1)>を参照。

<sup>67</sup> 選挙区画委員会による各州への配分議席数や、州内の区割りについての見直し案の勧告は、法案提出に至らないことが多い、提出された場合でも議会で修正された上で法改正が行われることが多い (Wolfgang Schreiber, *Handbuch des Wahlrechts zum Deutschen Bundestag: Kommentar zum Bundeswahlgesetz*, 7. Auflage, Köln : Carl Heymanns Verlag, 2002, pp.183-185; 菅原泰治「諸外国における選挙区画改正のための第三者機関について (二) 一ドイツの選挙区画委員会」『選挙時報』41巻3号, 1992.3, pp.23-28.)。2013 年選挙に向けた区割りの見直しでは、各州への配分議席数については勧告に従っているものの、州内の区割りについては一部修正されている。

<sup>68</sup> 2013 年 9 月に予定される総選挙における区割りでは、人口が最多の選挙区はバイエルン州のフルト選挙区の 295,840 人、最少の選挙区はバイエルン州のヴァイルハイム選挙区の 201,004 人であり、最大格差は約 1.47 倍である (*Bericht der Wahlkreiskommission für die 17. Wahlperiode des Deutschen Bundestages gemäß § 3 Bundeswahlgesetz* (Drucksache 17/4642) 2011.1.28.)。なお、選挙区の人口が全国の選挙区平均人口を 15% 以上上回っている選挙区は 14 あり、15% 以下下回っている選挙区は 21 ある。ただし、この資料における各選挙区の人口は、議会による修正前の数字であり、修正後の人団が分かる資料は見当たらない。

い。したがって、最大格差は  $125 \div 75 =$  約 1.67 倍以下となる。

#### (4) 人口以外の区割りの基準

選挙区がまとまりのある 1 つの地域をなすべきこと<sup>69</sup>と、市町村、郡及び郡と同格の市 (Gemeinden, Kreise und kreisfreien Städte) の境界をできるだけ遵守すべきこと<sup>70</sup>が規定されている。

#### (5) 司法の関与

1961 年連邦議会選挙において、各州への定数配分が不均衡であり人口偏差の大きい選挙区があること（当時の偏差の上限である 33・1/3% を超える選挙区が連邦全体で 37 選挙区に達していた）について異議申立てがなされた。連邦憲法裁判所は、選挙区割り自体を違憲と判断しながらも、選挙の無効性を否定する「違憲警告判決」を下している。<sup>71</sup>

また、1994 年連邦議会選挙において、超過議席<sup>72</sup>の合憲性が争われた際に、連邦憲法裁判所は 1997 年 4 月に、超過議席については合憲判決を下す一方で、33・1/3% という偏差の上限が不十分であると指摘した。連邦議会は、判決前の 1996 年 11 月に、超過議席が多数発生した要因の一つが選挙区間の人口偏差にあったとして、偏差の上限を 25% に引き下げる改正を行っている。<sup>73</sup>

## 4 フランス

#### (1) 特徴

小選挙区二回投票制を探るフランスでは、2008 年 7 月に憲法が改正され、区割りの見直しに独立委員会が関与することになった（憲法第 25 条第 3 項）。かつては、各県に 2 議席以上の配分が保証されており、最大格差も 5 倍以上となっていたが<sup>74</sup>、2009 年 1 月に従来の各県への定数配分方法に違憲判断が下されたことを受けて配分方法が見直され、人口の少ない県には 1 議席しか配分されないこととなり、格差も 2 倍強にまで縮小した。<sup>75</sup>

#### (2) 区割りの見直しの方法

<sup>69</sup> Bundeswahlgesetz §3 Abs.1 Nr.4.

<sup>70</sup> Bundeswahlgesetz §3 Abs.1 Nr.5.

<sup>71</sup> 加藤一彦「80 連邦議会選挙の選挙区割と平等選挙の原則—第 2 次選挙区割事件—」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例（第 2 版）』信山社, 2003, pp.481-486.

<sup>72</sup> ある州で一つの政党が大量に小選挙区当選者を出した場合などに、その数が比例代表選挙を通じて当該政党の州名簿に配分された議席数を上回ることがある。そのようなときにも、小選挙区当選者には必ず議席が与えられることになっているため、当該政党は配分議席数よりも多くの議席を獲得し、連邦議会に基本定数を超える数の議席が設けられることになる。基本定数を超えた分の議席を「超過議席」と呼ぶ。

<sup>73</sup> 山口和人「海外法律情報 ドイツ 選挙法の改正と違憲審査」『ジュリスト』No.1106, 1997.2.15, p.114; 山口和人「海外法律情報 ドイツ 超過議席に合憲判決」『ジュリスト』No.1115, 1997.7.1, p.138.

<sup>74</sup> 改正前の制度の概要については、Michael Balinski, "Redistricting in France under Changing Electoral Rules," *op.cit.*(2), pp.173-190.

<sup>75</sup> 改正後の制度の概要については、OSCE Office for Democratic Institutions and Human Rights,

"REPUBLIC OF FRANCE PARLIAMENTARY ELECTIONS 10 and 17 June 2012 OSCE/ODIHR Election Assessment Mission Final Report," pp.4-5. <<http://www.osce.org/odihr/elections/93621>>; "Le redécoupage électoral." Vie publique.fr <<http://www.vie-publique.fr/actualite/faq-citoyens/redecoupage-electoral/>>を参照。また、自治体国際化協会パリ事務所西村高則氏と C.-H. Houzet 氏から教示を得た。

かつては、「選挙区は、人口の変動に応じ、前回の画定以降二度目の人口一般調査の後に見直しを行う」と選挙法において規定されていたが<sup>76</sup>、1986年に選挙区が画定された後に、1990年及び1999年に人口一般調査が行われたものの<sup>77</sup>、区割りの見直しは行われなかつた。2009年の選挙法改正により、区割りの見直しの間隔についての規定は廃止された。なお、2009年の区割りの見直しは、2008年1月1日現在人口を基準として行われている。

各県の議席数は、海外領土や在外選挙区などを除く100の県の人口に応じて556議席を区切り方式を用いて配分することにより定められる<sup>78</sup>。区切り方式とは、1議席当たり人口を定め<sup>79</sup>、各県の人口をその値で除し、小数点以下を切り上げた値の議席を配分するという方式である。改正前は、人口の少ない県についても2議席以上の配分が保証されていたが、この点について憲法院が違憲判断を下し、2009年の区割りでは人口の少ない2県については配分議席が1議席となっている。<sup>80</sup>

各県内の区割りの見直しについては、政府がオルドナンス案を作成する。区割りの見直しを審査する機関について、1986年の選挙区画定についての法律は、政府が作成した区割りの見直しのオルドナンス<sup>81</sup>案を、コンセイユ・デタ（国務院）、破棄院及び会計検査院により2人ずつ指名された計6人からなる委員会（賢人委員会）の審査に付し、さらにコンセイユ・デタの意見を徴することを定めていた<sup>82</sup>。2008年憲法改正により第25条第3項が設けられ、国民議会（下院）議員の選挙区の画定又は上下両院の議席配分を修正する公式見解を発表する独立委員会が創設されることとなった。独立委員会は、大統領と両院議長がそれぞれ指名する計3人並びにコンセイユ・デタ評定官、破棄院裁判官及び会計検査院主任評定官1人ずつの合計6人で構成される。政府が作成した区割りのオルドナンス案は同委員会に付託されることとなった。委員会の答申を踏まえてオルドナンスが定められ、さらに、オルドナンスを追認する法律が議会で制定されることにより区割りが確定する。<sup>83</sup>

### （3）許容される選挙区間の人口の格差

県内の選挙区間では、各選挙区の人口は県の選挙区平均人口から20%以上乖離してはな

<sup>76</sup> 2009年1月13日の法律第2009-39号による改正前のCode électoral, Article L125.

<sup>77</sup> かつては、フランスの人口調査の間隔は不定期であり、6～9年ごとに全数調査が行われていた。しかし、2002年の制度改正により、毎年一部の自治体を調査（人口規模によって全数調査か標本調査かが異なる）し、5年をかけて全自治体について調査する方式となつた（西村善博「フランス新人口センサスの基本設計の展開」『大分大学経済論集』59(2), 2007.7, pp.99-131.）。

<sup>78</sup> 2011年3月にマイヨットが海外県に昇格したため、今後は101の県の人口に応じて558議席を配分する。

<sup>79</sup> 1986年の配分の際には108,000人、2009年の配分の際には125,000人と定められた。

<sup>80</sup> 只野雅人「投票価値の平等と行政区画」『一橋法学』9巻3号, 2010.11, pp.776-780.

<sup>81</sup> 憲法第38条は、政府が予定された政策の実施のため、通常は法律事項に属する措置を、国会の授権法律に基づき、一定期間に限り、オルドナンスで定めることの承認を国会に対して求めることができることを定める。オルドナンスは、コンセイユ・デタの意見を聴いた後に、閣議で定められる。オルドナンスはその公布と同時に施行されるが、国会による追認のための政府提出法案が、授権法律に定められた期間内に提出され、追認がなされると、オルドナンスは法律としての価値を取得する。

<sup>82</sup> Loi n° 86-825 du 11 juillet 1986 relative à l'élection des députés et autorisant le gouvernement à délimiter par ordonnance les circonscriptions électorales. Article 7; 只野雅人『選挙制度と代表制—フランス選挙制度の研究—』勁草書房, 1995, p.375.

<sup>83</sup> Code électoral, Article L.567-1～L.567-8; 只野 前掲注(80); 只野雅人「フランスの2008年憲法改正と選挙区画定」『選挙』62巻8号, 2009.8, pp.4-5; 鈴木尊紘「立法情報 フランス 「一票の格差」是正評議会の設置」『外国の立法』No.239-1, 2009.4, pp.8-9.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000110\\_po\\_02390104.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000110_po_02390104.pdf?contentNo=1)>

らない<sup>84</sup>。しかし、全国レベルでの格差についての規定はない。2009年の選挙法改正前は、1986年以降の人口変動にもかかわらず区割りが見直されなかつたことや、各県に2議席以上の配分を保証していたことなどにより全国レベルでの最大格差は5倍を超えていたが、改正により約2.37倍にまで縮小した<sup>85</sup>。

#### (4) 人口以外の区割りの基準

離島や飛地のある県を除き選挙区がつながっていなければならぬこと並びにパリ、リヨン及びマルセイユを除き人口5,000人以下の市町村(commune)及び地続きで人口40,000人以下の小郡(canton)は分割しないことが規定されている<sup>86</sup>。

#### (5) 司法の関与

従来、裁判所による違憲立法審査は、法律公布前の事前審査に限られており、一般市民の提訴権は認められていなかった。2009年1月の違憲判決は、2009年1月13日の法律第2009-39号の公布前に違憲審査が行われたものである。しかし、2008年憲法改正の中で、市民の提訴による法律の事後的な合憲性統制の仕組みが導入された。このことは、一票の格差にとって重要な意味を持っていくだろうと指摘されている。<sup>87</sup>

### おわりに

諸外国の選挙区割りを概観すると、アメリカやドイツのような連邦制国家においては州の境界を跨ぐ選挙区はつくられず、イギリスやフランスのような単一国家においても地域や県の境界を跨ぐ選挙区はつくられない。また、州内や県内で区割りを見直す際は、アメリカを除く各国は、選挙区間の人口の均衡を図りつつ、グリマンダーを避けるために、原則として行政区画の境界も尊重するという立場を採っている。まず各都道府県の人口に応じて議席を配分した上で、都道府県内において行政区画を考慮して区割りを行うという我が国の方程式は、諸外国と比較しても標準的なものと言えよう。

緊急是正法による0増5減は、実際の区割りの見直しが選挙に間に合わなかつただけでなく、平成23年最高裁判決が求めた1人別枠方式の廃止にも応えていない、という批判<sup>88</sup>があり、さらなる見直しが求められよう。その際に、選挙区間の人口の均衡を厳しく求めるのであれば、小選挙区においては困難なことから、選挙制度の抜本改革の議論と併せて、選挙区の定数が複数となる方式に変更することも検討対象となりえよう。小選挙区を維持するのであれば、ある程度までは格差を許容した上で、区割りの見直しの手続規定に則つて定期的に見直しを行っていくことが望ましいと思われる。

<sup>84</sup> Loi n° 2009-39 du 13 janvier 2009 relative à la commission prévue à l'article 25 de la Constitution et à l'élection des députés, Article 2.

<sup>85</sup> 2009年の区割りでは、海外領土などを除き、人口が最多の選挙区はセーヌ・マリティム県6区の146,866人であり、最少の選挙区はオート・アルプ県2区の62,082人であり、最大格差は約2.37倍である( Institut national de la statistique et des études économiques, "Résultats par circonscription législative 2012." <http://www.insee.fr/fr/ppp/bases-de-donnees/donnees-detailles/circo\_leg/circo\_leg-2012/tableau/circonscriptions.xls>)。

<sup>86</sup> *op.cit.(84)*

<sup>87</sup> 只野 前掲注(83), pp.1-8.

<sup>88</sup> 高見勝利「最高裁平成23年3月23日大法廷判決雑感」『法曹時報』64巻10号, 2012.10, pp.29-33. 平成24年衆議院議員総選挙の一票の格差をめぐる訴訟においても、札幌高裁判決などで同様の指摘がなされている。

表 主要国議会下院の選挙区割りの見直しの概要

| 国名        | 日本   | アメリカ  | ドイツ  |
|-----------|--|---|--|
| 基準となる人数   | 平成 24 年総選挙まで<br>人口   | 緊急是正法の枠組<br>人口  | 74,671,343 人<br>(2009 年末人口(外国人を除く))  |
| 総人口       | 128,056,026 人 (平成 22 年国勢調査)  | 308,745,538 人 (2010 年国勢調査)  | 人口   |
| 選挙区定数     | 300 人 (小選挙区)   | 295 人 (小選挙区)  | 299 (小選挙区)   |
| 選挙区平均人口   | 426,853 人  | 434,088 人   | 249,737 人  |
| 最大格差      | 約 2.524 倍  | 約 1.998 倍   | 約 1.47 倍   |
| 見直しを行う機関  | 衆議院議員選挙区画定審議会  | 原則として各州議会が行うが、第三者機関が区割りを行う州もある。   | 選挙区画委員会 (Wahlkreiskommission)  |
| 見直しの間隔    | 10 年 (国勢調査 (大規模調査) ) ごと  | 10 年 (国勢調査) ごと  | 総選挙 (任期 4 年。ただし解散あり) ごと  |
| 見直しの手順    | <p>①各都道府県に議席を配分する。まず、各都道府県に 1 議席ずつ配分し (1 人別枠方式) 、残余の議席を都道府県の人口に応じてヘア一式最大剩余法で配分する。</p> <p>②衆議院議員選挙区画定審議会は、國勢調査 (大規模調査) の結果の公表から 1 年以内に区割りの見直しを行なう。</p> <p>③内閣総理大臣が審議会から区割りについての勧告を受けた後、国会において、公職選挙法を改正することにより区割りが見直される。</p> | <p>①各都道府県に配分する議席数は法律で規定される。</p> <p>②最大格差を 2 倍未満とするために必要な範囲でのみ区割りを見直す。</p> <p>③衆議院議員選挙区画定審議会は、6 月以内においてできる限り速やかに区割りの見直し案を勧告しなければならない。</p> <p>④内閣総理大臣が審議会から区割りについての勧告を受けた後、国会において、公職選挙法を改正することにより区割りが見直される。</p> | <p>①各州に定数を配分する。各州の人口に応じてサンダーベース式で小選挙区の定数 (299) を配分する。</p> <p>②選挙区画委員会は、総選挙後の議会期の開始から 15 か月以内に連邦内務省に対して区割りの見直しを報告しなければならない。</p> <p>③連邦選挙法の改正により区割りが見直される。</p> |
| 人口格差の許容限度 | 全国で最大格差が 2 倍を超えないことを基本とする。   | ・最大格差は 2 倍未満  | <ul style="list-style-type: none"> <li>選挙区の人口は、全国の選挙区平均人口からの偏差が 15% を超えないようにし、25% を超えてはならない。</li> </ul>  |
| 人口以外の基準   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>マイノリティへの配慮</li> <li>選挙区が奇妙な形ではないこと</li> <li>選挙区がつながっていること</li> <li>郡及びその他の行政区域の境界を尊重すること</li> </ul> <p>※奇妙な形ではないことや郡及びその他の行政区域の境界の尊重という基準はあまり遵守されていない。</p>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>選挙区はまとまりのある 1 つの地域でなければならぬ。</li> <li>市町村、郡、特別区の境界をできるだけ遵守しなければならない。</li> </ul>  |

| 国名   | イギリス   |   | フランス                              |   |  |  |  |  |
|--|--|---|-----------------------------------|---|--|--|--|--|
|  | 2015年総選挙まで   | 2018年10月の見直し案の勧告以降  | 2007年総選挙まで                        | 2012年総選挙から                                  |  |  |  |  |
| 基準となる人口数   | 有権者数   |   | 人口                                |   |  |  |  |  |
| 総人口<br>(有権者数)  | 45,597,461人<br>(2010年5月選挙時)  | 45,844,691人<br>(島嶼部の特別選挙区を除くと45,678,175人)<br>(2010年12月1日現在) | 58,518,395人(1999年人口一般調査(海外領土を除く)) | 62,134,866人(2008年人口調査(海外領土及び在外フランス人選挙区を除く)) |  |  |  |  |
| 選挙区定数  | 650人   | 600人  | 577人                              |   |  |  |  |  |
| 選挙区平均人口<br>(有権者数)  | 70,150人  | 76,408人<br>(島嶼部の特別選挙区を除くと76,641人)                           | 105,404人(海外領土を除く)                 | 111,753人(海外領土及び在外フランス人選挙区を除く)               |  |  |  |  |
| 最大格差   | 約5.05倍   | 未定(例外を除き約1.11倍以下)   | 約5.48倍(海外領土を除く)                   | 約2.37倍(海外領土及び在外フランス人選挙区を除く)                 |  |  |  |  |
| 見直しを行う機関   | 各地域(イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランド)の選挙区画委員会(Boundary Commission)  | 政府及び賢人委員会   | 政府及び独立委員会                         |   |  |  |  |  |
| 見直しの間隔   | 8~12年ごと  | 5年ごと  | 2度の人口一般調査ごと                       | (規定はない)                                     |  |  |  |  |
| 見直しの手順   | <p>①各地域の議席数は法律で規定される。<br/>         ②選挙区画委員会の区割り見直し案に対して異議申立てがある場合、地方公聴会を開催し、区割りについての意見を聴取しなければならない。<br/>         ③委員会は、区割り見直し案を国務大臣に勧告し、國務大臣は勧告を受理したのちに議会に提案し、議会の承認を経て勅令として公布される。</p> <p>・選挙区の有権者数は各地域の選挙区平均有権者数にできるだけ近いものであることが求められるが、厳密な基準はない。</p> <p>人口(有権者数)格差の許容限度</p> <p>人口(有権者数)以外の基準</p> |   |                                   |   |  |  |  |  |
| <p>①各県に海外領土(7議席)を除く議席を配分する。<br/>         ②1議席当たり人口を108,000人とし、各県の人口をその値で除し、端数を切り上げた商を各県に配分する。<br/>         ③各県に2議席以上の配分を保証する。<br/>         ④政府が区割りを定めるオルドナントンス案を作成し、賢人委員会の審査を経た上でコンセイユ・デタの意見を聞く。<br/>         ⑤オルドナントンスを追認する法律が議会で制定される。</p> <p>・選挙区の大きさ、形状及び交通の利便性などの地理的配慮、既存の選挙区割り(イングランドについては欧洲議会議員選挙の選挙区を含む)、選挙区の変更により破壊される地域的なつながり並びに選挙区の変更によって生じる不都合についても考慮することができる。</p> |  |   |                                   |   |  |  |  |  |
| <p>①各県に海外領土(10議席)及び在外フランス人選挙区(11議席)を除く556議席を配分する。<br/>         ②1議席当たり人口を125,000人とし、各県の人口をその値で除し、端数を切り上げた商を各県に配分する。<br/>         ③政府が区割りを定めるオルドナントンス案を作成し、独立委員会の審査を受ける。<br/>         ④オルドナントンスを追認する法律が議会で制定される。</p> <p>・選挙区人口は各県の選挙区平均人口から20%以上乖離してはならない。<br/>         ・離島や飛地のある県を除き、選挙区がつながっていないなければならない。<br/>         ・選挙区割りでは小郡の境界を尊重すること。</p>                              |  |   |                                   |   |  |  |  |  |

出典：筆者作成